

岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山
「指定居宅介護支援事業」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を
受けています。

事業所 公益社団法人 岐阜県看護協会
岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山

事業所番号 2172700094

<事業所名> 公益社団法人 岐阜県看護協会
岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山
<住所> 高山市冬頭町588番1
<代表者名> 管理者 荒木 敬一 印

以下の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

1. 開設者

- (1) 法人名 公益社団法人 岐阜県看護協会
- (2) 法人所在地 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
- (3) 電話番号 058-277-1008
- (4) 代表者氏名 会長 青木 京子
- (5) 設立月日 昭和56年4月1日

2. 開設者の性格及び会員

事業者は、岐阜県知事の設立許可を受けた公益法人で、公益事業を行なうことを目的として活動しています。

会員は、保健師、助産師、看護師、准看護師で構成されています。

3. 開設者の目的及び主な事業

- (1) 目的
職業倫理の向上、看護に関する専門教育及び学術の研鑽
県民の健康と福祉の向上に寄与
- (2) 事業
地域住民看護サービスの実施
看護職員の専門技術の研修
岐阜県ナースセンターの運営（無料職業紹介など）
訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の設置運営

4. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 当事業所は、介護保険法令等に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、居宅介護支援サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山
- (4) 事業所の所在地 〒506-0001 岐阜県高山市冬頭町588番1
- (5) 電話番号 0577-57-8033
Fax番号 0577-36-0525
- (6) 事業所氏名 管理者 荒木 敬一
- (7) 開設年月日 平成11年11月12日

5. 事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ①被保険者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。
 - ②被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえた必要な協力を行うとともに、被保険者が申請を行っているか否かを確認し支援します。
 - ③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるように配慮して行います。
 - ④利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正・中立に行います。
 - ⑤市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等と連携し、適切な居宅サービス計画書を作成提供し、かつ適正な管理を行います。
 - ⑥居宅サービス計画書の作成にあたっては、利用者及びその家族は介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めること、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができることを説明します。
 - ⑦職員は、懇切丁寧を旨として、利用者の方々に対応することとしています。
- (2) 「居宅サービス計画ガイドライン」を利用し、利用者の心身の状況を踏まえたケアプランを作成します。
- (3) サービス利用にあたって
- ①介護支援専門員の変更を希望される方は、お申し出ください。
 - ②介護支援専門員の研修は、公的講習、各種研修に参加しております。
 - ③居宅介護支援事業の解約料は、頂くことはありません。
 - ④利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えることの協力をお願いします。
- (4) 研修・実習の受け入れについて
- 当施設は介護支援専門員実務研修見学実習の協力機関となっております。
実習や教育のご協力については事前に確認し、同意を得ます。

6. 通常の事業の実施区域

市町村名	通常の実施区域
高山市	高山市全域
飛騨市	飛騨市全域

* 上記地域以外の方もご希望の方はご相談ください。

7. 事業所の営業日及び営業時間

営業日・営業時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

土曜日、日曜日、祭日、年末年始は休日

営業日以外の日及び営業時間以外の時間は、当番職員により連絡を承ることができます。

8. 事業所の職員体制

(1) 岐阜県看護協会立アプランセンター高山の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 1名以上

9. 居宅介護支援利用料

(1) 居宅介護支援利用料（別紙）は、法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日利用者のお住まいの市町村の窓口へ提出されますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

①通常の事業の実施区域については、無料です。

②①以外の地域の方は、実施区域を超える距離1キロメートル当たり50円とします。

(4) その他

①記録の謄写などの費用については、要した費用を実費とします。

②利用料、交通費等の実費が発生した場合は、文書を持って請求いたします。翌月の10日までにお支払いください。領収証を発行いたします。

10. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

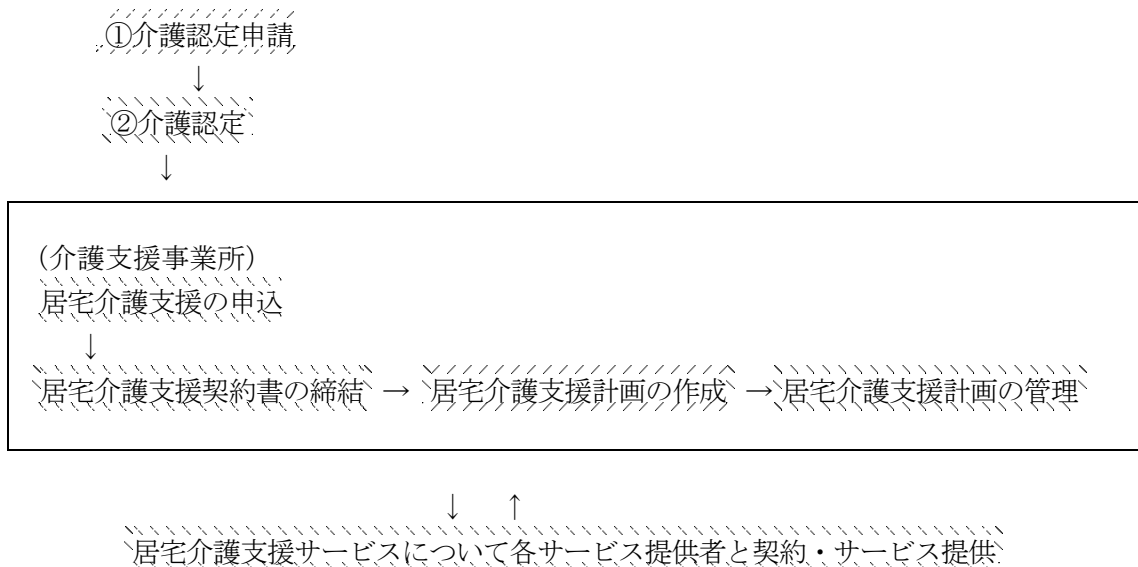
以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要介護以外で認定された場合
 - *この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が死亡された場合

④その他

利用者および家族等が当協会や当協会の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

11. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの主な流れ



12. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の設置、虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備を行うと共に、職員に研修を定期的実施する等の措置を講じます。

13. 身体的拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

14. 守秘義務

個人情報の保護に関する法律を遵守して、個人の権利、利益を保護するために下記のとおり個人情報に関する方針を定めて実施しています。

- ①個人情報は適正な取得に努め、利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
- ②通常、必要と考えられる個人情報の範囲はサービスの提供に必要な情報です。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更などの対応をいたします。意思表示がなかった場合には同意が得られたものとします。
上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ利用者の同意を得ます。
ただし、都道府県などの外部監査機関などは第三者に該当しないために、文書で同意を得ないことがあります。
- ③個人情報の保護に対する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合は、調査のうえ対応します。
- ⑤従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守します。
- ⑥個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏えい、紛失、不正アクセス、破壊などの問題発生時には速やかに対処します。
- ⑦個人情報の開示を求められた場合は、規定の手続に従って開示します。

15. 業務継続経計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③定期的に業務継続計画見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症対策の強化

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、指針の整備を行うと共に職員に研修、訓練を定期的実施する等の措置を講じます。

17. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要

な措置を講じます。

18. 相談、要望、苦情の受付

(1) 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、下記の問い合わせ窓口までお申し出ください。

○事業所名： 岐阜県看護協会立ケアプランセンター高山

○電話番号： 0577-57-8033

○担当者： 管理者 荒木 敬一

○受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付窓口

①お住まいの市町村介護保険担当課

高山市役所 市民福祉部高年介護課

高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-35-3178

飛騨市役所 市民福祉部地域包括ケア課

飛騨市古川町若宮2丁目1番地60

電話 0577-73-6233

②岐阜県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

電話 058-275-9826

③岐阜県社会福祉協議会（岐阜県運営適正化委員会）

岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

電話 058-278-5136

19. 事故発生、緊急時の対応

- (1) 速やかに利用者の家族及び主治医等に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- (2) 必要時には、保険者・県や関係市町村等にも連絡し、速やかに解決します。
- (3) 看護協会が賠償すべき事故であると認められる場合には、会長に報告します。
- (4) 看護協会は、事故が発生した場合において、その提供に責めがあると認められた時は、損害賠償を速やかに行ないます。

20. 損害賠償

- (1) 事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- (2) 但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

21. 「介護サービス情報の公表」制度

- (1) 介護保険法の改正により、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度が導入され、介護サービス事業者にその内容および運営について公表することが義務づけられました。この制度の導入により、利用者および家族等が、公

表された情報を活用しながら適切な事業者を選択することが可能となり、また、事業者においては、サービスの改善への取り組みが促進され、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されています。

- (2) 当事業所も介護サービス情報の公表における調査を受けて適正に報告し、サービスの改善や質の向上に取り組んでいます。

22. 公正中立なケアマネジメントに関する状況報告

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

居宅介護支援利用料

1. 居宅介護支援費

居宅介護支援費（I）			
(i)	要介護1・2	1,086 単位／月	ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合
	要介護3・4・5	1,411 単位／月	
(ii)	要介護1・2	544 単位／月	ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において45以上60未満の部分
	要介護3・4・5	704 単位／月	
(iii)	要介護1・2	326 単位／月	ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60以上である場合
	要介護3・4・5	422 単位／月	

2. 居宅介護支援費（減算）

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

3. 特定事業所加算

算定要件	(Ⅰ) 519 単位	(Ⅱ) 421 単位	(Ⅲ) 323 単位	(A) 114 単位
① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと	○	○	○	○
④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○
⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること	○	×	×	×
⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○
⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○
⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○
⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

4. その他の加算

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合		300 単位	
特定事業所医療介護連携加算	① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 ③ 特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ)を算定していること		125 単位	
入院時情報連携加算	Ⅰ	病院又は診療所に入院してから当該病院又は診療所の職員に対し必要な情報提供を行った場合	入院した日	250 単位
	Ⅱ		入院した日の翌日又は翌々日	200 単位
退院・退所加算	Ⅰイ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を	カンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
	Ⅰロ		カンファレンスにより一回受けていること	600 単位
	Ⅱイ		カンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
	Ⅱロ		二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
	Ⅲ		三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。		50 単位 / 月	
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合		400 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合		200 単位	